

吸收分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2022 年 8 月 10 日

ハウスコム株式会社

吸収分割に係る事前開示書面

2022 年 8 月 10 日

東京都港区港南 2-16-1

品川イーストワントワー9 階

ハウスコム株式会社

代表取締役社長 田村 穂

当社は、ハウスコム東東京株式会社（以下「承継会社」といいます。）に対し、当社の不動産賃貸仲介事業について有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を 2022 年 7 月 27 日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収分割契約書の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

（1）交付する株式の数に関する事項

本吸収分割に際し、承継会社は新たに普通株式 78 株を発行し、その全部を当社に対して割当て交付します。承継会社は当社の 100 % 子会社であり、また、本吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が吸収分割会社である当社に交付する普通株式数については、これを任意に定めることができるものと認められます。そのため、当社及び承継会社が協議の上決定した上記の株式数は、相当であると判断しております。

（2）本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容、当社から承継会社に承継させる権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	0 円
資本準備金	10,000,000 円
利益準備金	0 円

3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。

4. 承継会社に関する事項

- (1) 承継会社の成立の日における貸借対照表（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）
承継会社の第 1 期事業年度は、成立の日である 2022 年 7 月 5 日から 2023 年 3 月 31 日までであり、本書作成日現在、第 1 期事業年度を終了しておりません。
承継会社の成立日の貸借対照表は、現預金 20 百万円、資本金 20 百万円です。
- (2) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）
該当事項はありません。
- (3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、2022 年 7 月 27 日付で、承継会社、ハウスコム西東京株式会社、ハウスコム東神奈川株式会社、ハウスコム西神奈川株式会社、ハウスコム埼玉株式会社、ハウスコム千葉株式会社、ハウスコム関東株式会社、ハウスコム静岡株式会社、ハウスコム東海株式会社、琉球ハウスコム株式会社及びハウスコムコミュニケーションズ株式会社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割契約を締結しております。なお、上記の吸収分割承継会社は全て当社の完全子会社です。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条 6 号）

本吸収分割後の当社及び承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及び承継会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収分割後の債務の履行の見込みに特段の支障はないものと判断しております。

以上

添付書類

1. 吸收分割契約書



吸收分割契約書

ハウスコム株式会社（以下「甲」という。）及びハウスコム東東京株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部を乙に承継させる吸收分割に関し、2022年7月27日をもって、以下のとおり合意し、吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸收分割）

甲は、効力発生日（第3条において定義する）をもって、甲が営む東東京地区における不動産賃貸仲介事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を吸收分割（以下「本吸收分割」という。）の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

1. 本吸收分割に係る吸收分割会社である甲及び吸收分割承継会社である乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号 ハウスコム株式会社
住所 東京都港区港南2丁目16番1号

(2) 吸收分割承継会社

商号 ハウスコム東東京株式会社
住所 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

第3条（効力発生日）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。但し、必要に応じて甲及び乙が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

1. 本吸收分割により、乙が甲から承継する権利義務は、本事業に属する別紙1「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 本吸收分割により、乙が甲から承継する債務については、併存的債務引受の方法によるものとする。
3. 乙は、本吸收分割に際して、本事業に従事する従業員の雇用契約を承継しない。但し、本事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。

第 5 条（本吸收分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸收分割に際して、乙の普通株式 78 株を発行し、その全てを甲に交付する。

第 6 条（吸收分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本吸收分割による乙の資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 0 円
- (2) 資本準備金 10,000,000 円

第 7 条（株主総会の決議）

甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸收分割を行う。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第 8 条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降も、本件事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本契約を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日が経過する時までに、甲又は乙において、法定の必要な決議が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第 11 条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

（以下、余白）

本契約の締結を証するため、本契約書正本を 2 通作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 7 月 27 日

甲：東京都港区港南 2 丁目 16 番 1 号

ハウスコム株式会社

代表取締役 田村 穂



乙：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

ハウスコム東東京株式会社

代表取締役 田村 穂



別紙1 承継権利義務明細表

(1) 承継する資産

効力発生日において存在する本件事業に関する建物附属設備、構築物、工具器具備品等の有形固定資産とする。

(2) 承継する負債

効力発生日において存在する本件事業に関する負債は承継対象外とする。

(3) 承継するその他の権利義務等（雇用契約については第4条第3項のとおり）

効力発生日において、甲が本件事業に関して締結している契約、その他の本件事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、甲が乙のために実施する業務に関するものは除き、また、本吸収分割による契約の移転につき契約相手方の同意を要するものについては当該同意の取得を条件とする。